**人材開発支援助成金（人材育成支援コース）の対象労働者（有期契約労働者等）に関する確認書**

　本確認書は、人材開発支援助成金（人材育成支援コース）において、有期契約労働者等を対象とし、「人材育成訓練」のうち、有期契約労働者等を対象に正規雇用労働者等への転換又は処遇改善を目指して訓練を実施する場合、又は「有期実習型訓練」を実施する場合に、職業訓練実施計画届と併せて、管轄都道府県労働局あて提出してください。

　なお、本確認書は、該当訓練に係る有期契約労働者等である全受講予定者について、確認をしたこと証明する書類となりますので、作成にあたってはご留意ください。

**・　該当訓練に係る有期契約労働者等である受講予定者の雇用形態について、該当するものに「○」をしてください（複数該当する場合は全てに「○」をしてください。）。**

派遣　・　パート　・　アルバイト　・　その他（　　　　　　　　　　）

**・　該当訓練に係る有期契約労働者等である受講予定者に対し、訓練が正規雇用労働者等への転換又は処遇改善（「有期実習型訓練」の場合は正規雇用労働者等への転換のみ。）を目指して行われるものであることを説明したか（「説明をしていない」に「○」がある場合、助成対象とはなりません。）。**

説明した　・　説明していない

**・****該当訓練に係る有期契約労働者等である受講予定者に対し、訓練修了後に正規雇用労働者等への転換又は処遇改善（「有期実習型訓練」の場合は正規雇用労働者等への転換のみ。）するための基準について具体的な説明をしたか（「説明をしていない」に「○」がある場合、助成対象とはなりません。）。**

説明した　・　説明していない

以上、該当訓練に係る有期契約労働者等である全受講予定者に対し、確認をしました。

　　　年　　　　　月　　　　　日

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 事業所名 |  | | |
| 連絡先  (電話番号) | －　　　　－ | 担当者氏名 |  |

※　ホームページから様式をダウンロードする際は、第２面も両面印刷して使用してください。

用語の定義

|  |
| --- |
| **■ 有期契約労働者等**  有期契約労働者及び無期契約労働者をいう。  **■ 有期契約労働者**  期間の定めのある労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのある労働契約を締結する労働者を含む）をいう。  **■ 無期契約労働者**  期間の定めのない労働契約を締結する労働者（短時間労働者及び派遣労働者のうち、期間の定めのない労働契約を締結する労働者を含む）のうち、正規雇用労働者、勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員以外のものをいう。  **■ 正規雇用労働者等**  正規雇用労働者及び多様な正社員をいう。  **■ 正規雇用労働者**  次の(ｲ)から(ﾎ)までのいずかに該当する労働者をいう。  (ｲ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。  (ﾛ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。  (ﾊ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者と比べ勤務地または職務が限定されていないこと。  (ﾆ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。  (ﾎ) 同一の事業主に雇用される通常の労働者に適用される就業規則等に規定する賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について長期雇用を前提とした待遇が適用されている労働者であること。  **■ 勤務地限定正社員**  次の(ｲ)から(ﾎ)までのいずかに該当する労働者をいう。  (ｲ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。  (ﾛ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。  (ﾊ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。  (ﾆ) 勤務地が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の勤務地に比べ限定されている労働者であること。なお、当該限定とは、複数の事業所を有する企業等において、勤務地を特定の事業所（複数の場合を含む。）に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないものであって、具体的には、例えば次の①から③までに該当するものとする。  ① 勤務地を一つの特定の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの  ② 勤務地を居住地から通勤可能な事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの  ③ 勤務地を市町村や都道府県等一定の地域の事業所に限定し、当該事業所以外の事業所への異動を行わないもの  (ﾎ) 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。  **■ 職務限定正社員**  次の(ｲ)から(ﾎ)までのいずかに該当する労働者をいう。  (ｲ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。  　(ﾛ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。  　(ﾊ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される通常の労働者の所定労働時間と同じ労働者であること。  　(ﾆ) 職務が同一の事業主に雇用されている正規雇用労働者の職務に比べ限定されている労働者であること。  (ﾎ) 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であること。  **■ 短時間正社員**  次の(ｲ)から(ﾆ)までのいずかに該当する労働者をいう。  (ｲ) 期間の定めのない労働契約を締結している労働者であること。  (ﾛ) 派遣労働者として雇用されている者でないこと。  (ﾊ) 所定労働時間が同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の所定労働時間に比べ短い労働者であること。  (ﾆ) 賃金の算定方法及び支給形態、賞与、退職金、休日、定期的な昇給や昇格の有無等の労働条件について、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者の正社員待遇が適用されている労働者であって、時間当たりの基本給、賞与、退職金等の労働条件が、同一の事業主に雇用される正規雇用労働者と比較して同等である労働者であること。  **■ 多様な正社員**  勤務地限定正社員、職務限定正社員及び短時間正社員をいう。 |